

令和7年度住民健診（今年度から通知方法が変わります）

日程

8月22日(金)～29日(金)

受付時間

8:30～11:20

会場

げんきの杜

内容

●国保特定健診

●50歳節目健診

●後期高齢者健診

●肝炎ウイルス検査

●各種がん検診

胃・大腸・肺・前立腺・子宮・乳(マンモグラフィ、エコー)

※肺がん検診を受診される65歳以上の方は、結核検診を無料で行います。

問

子ども未来課 町民健康係 ☎ 72-3127(内線226)

申込み手続き

今年度から、全世帯に健診の申込みに関するご案内を郵送します。

健診のご案内にある申込みはがきに必要事項を記入の上、子ども未来課に返送してください。
※自治会経由の配付はありません。

町営住宅入居者募集

入居を希望される方は期限内に住民課にお申し込みください。

団地名・場所	新池団地(上毛町垂水1764)	1戸
募集戸数	緒方団地(上毛町緒方387-1)	1戸
家賃	所定の算出方式による	
入居予定日	6月1日(日)	

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 5月1日(木)～15日(木) 8:30～17:15(土、日、祝日を除く)
- 入居者資格 (上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)
1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
※高齢者、障がい者世帯、中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、収入月額214,000円以下
※ 収入月額＝(世帯全員の年間総所得－扶養家族の諸控除等)÷12ヶ月
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税などを滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
(同居または同居しようとする親族も含む。)
- 申問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線142)

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は 月額17,510円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。

また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。(納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。)



■所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。詳しくはお近くの年金事務所または住民課住民福祉係へお問い合わせください。

問 小倉南年金事務所 ☎ 093-471-8873
住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線143)

各種全国大会に出場が決定した場合は、上毛町教育委員会にお知らせください。

町出身 高校生の全国大会出場に関する情報をお寄せください

上毛町在住の高校生が甲子園やインターハイ等の全国大会に出場する場合に、その功績を称え顕彰することを目的として、役場庁舎前に懸垂幕の掲示を行っています。

〈基準〉官公庁などが主催する全国規模の大会等に出場する場合
(全国高等学校体育連盟、全国高等学校文化連盟、日本高等学校野球連盟等)

〈対象〉上毛町在住の高校生で、それぞれの全国大会において登録された選手。
※町外で生活する高校生でも、上毛町出身で、かつ、選手の家族が上毛町に在住しているときは対象となります。

問 上毛町教育委員会 教務課 社会教育係 ☎ 72-3165(内線176)



民生委員・児童委員は住民の皆さんの最も身近な相談相手です。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された守秘義務を持つ特別地方公務員で、生活の不安や子育ての悩みなど地域で困っている人の課題を解決するためのお手伝いをしています。

町内には23人の民生委員・児童委員と4人の主任児童委員がそれぞれの地区で活動しています。

福祉に関する悩みや相談がある人、地区の民生委員・児童委員を知りたい人は、お気軽に事務局までご連絡ください。

問 上毛町民生委員児童委員協議会事務局 (長寿福祉課) ☎ 72-3188(内線215)

消費者トラブルにお困りの際は

吉富・上毛消費生活相談窓口をご利用ください

悪質商法やフィッシングメールなど、近年、さまざまな消費者問題が発生しています。安心・安全な社会をつくるため、上毛町は吉富町と合同で消費生活相談窓口を開設しています。

窓口では、消費生活相談員の資格を持った相談員が無料で相談を受け付けており、問題解決のための助言や情報提供を行います。より専門的な相談機関がある場合は、相談内容にあった窓口を紹介します。消費者トラブルにお困りの際は、お気軽にご相談ください。なお、相談の際は事前予約を推奨しています。

昨年10月よりオンライン相談を開始しました。オンライン相談を希望の方は、QRコードより詳細をご確認ください。



オンライン相談詳細

- 対象 町内在住者、在勤者、在学者
- 受付 火曜日、金曜日 9:00～16:00
※祝日、閉庁日はお休みです。
- 場所 吉富町ふるさとセンター(JR吉富駅内) (吉富町広津351-2)
- 事前予約 TEL 0979-33-7052
※相談員が電話に出られない時は、上毛町役場に転送されます。



いつも窓口をご利用いただきありがとうございます。
お気軽にご相談ください。

消費生活相談員
横手 由美氏

問 企画開発課 開発交流係 ☎ 72-3112(内線128)

戦没者などのご遺族の皆様へ

第12回特別弔慰金の申請が始まりました。令和10年3月31日までに、ご請求ください。

■支給対象となる方

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母など)がいない場合に、右の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

■支給内容
額 面 27.5万円、5年償還の記名国債

■請求期間
令和10年3月31日(金)まで

申問 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線141)

■戦没者などの死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者などの死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。



民生委員・福祉委員が訪問します。

ひとり暮らしの高齢者などへの見守り事業を実施しています

この事業は、同一地区内に子どもが居住していない70歳以上(昭和31年3月31日以前生まれ)のひとり暮らし世帯や世帯員の全てが70歳以上の世帯を民生委員、福祉委員が定期的に訪問し、安否を確認するものです。訪問した際は、ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

問 社会福祉法人 上毛町社会福祉協議会 (げんきの杜内) ☎ 72-2900